

## 役員名簿

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載してください。

ふりがなを忘れずに。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	〇 〇 〇 〇	△△県△△市△区△△町△番△号	有
副理事長	〇 〇 〇 〇	△△県△△市△△区△△町△番△-△号	無
理事	〇 〇 〇 〇	△△県△△市△△町△丁目△番△号	無
理事	〇 〇 〇 〇	△△県△△郡△△町△△番地	無
監事	〇 〇 〇 〇	△△県△市△△町△番△号	無

住民票と完全に一致させてください。

役員が6人以上いる場合に限り、理事・監事についてそれぞれ1名のみ親族関係にある者（配偶者又は3親等以内の親族）を役員に含むことができます。

役員報酬を受ける役員の割合は、3分の1以下でなければなりません。  
※役員報酬とは役員であることに対して支払われる報酬のことで、労働の対価である給与は含まれません。

注1 理事3名以上、監事1名以上が必要です。

2 「住所又は居所」の欄には、広島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票の写し等）によって証明された住所又は居所を記載してください。  
(書面のおりに記載してください)

3 「報酬の有無」の欄には、報酬の有無の予定を記載してください。

4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません（法第2条第2項第1号ロ）。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはいけません。（法第21条）

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4でお願いします。